

共済手帳重複チェックと住所記入のお願い

1. 手帳申込み時における重複チェックについて

建退共では、実際の就労日数に見合った退職金を確保し、受給漏れがないようにするため新規手帳申込み時に以前に発行された手帳がないかの確認（**重複加入チェック**）を行っております。

まず、長崎県支部において「新規手帳申込書」を受け付ける時点でチェックを行い、この時点で他に手帳があることが確認できた場合は、支部にて処理を行っております。

更に、建退共本部で最終の重複加入チェックを行い、氏名カナ・生年月日の一致する手帳がある場合は、手帳申込みをされた共済契約者へ調査票（確認調査依頼）を送付し確認をお願いしておりますので、ご協力をお願いいたします。

事前のチェックが重要です

「新規手帳申込書」を提出される前に、**過去に共済手帳の交付を受けたことがないか**を必ず確認してください。

すでに手帳があれば手帳申込は不要となります。紛失している場合は再発行手続きが可能です。

※ この確認調査は新規手帳申込み時に、重複の可能性がある該当者が抽出された場合に「新規手帳申込書」を提出された共済契約者へ行われる調査であって、全共済契約を対象にしたものではありません。

2. 共済手帳への住所記入について

共済手帳の**最終ページ**に**被共済者の住所記入欄**が設けられ、被共済者ご本人に記入していただくこととなりました。（更新されて戻ってきた共済手帳にその都度、記入してもらってください！）

重複加入および未請求防止を目的としておりますので、被共済者の方に自署していただき、建退共制度へ加入していることを意識していただくことが重要となります。

住所を変更した場合は処理が必要です。

- ★ 被共済者ご本人に、共済手帳の住所欄を訂正してもらってください。
- ★ 建退共へ「様式第 23 号 被共済者氏名・住所変更届」を提出してください。
 [添付書類 → 住民票及び運転免許証の写し等
 共済手帳（表紙）のコピー]

共済手帳最終ページ

☆現場が変わるときは手帳を忘れずに取り取りましょう！

☆手帳を受け取ったら必ず住所を書きましよう！

☆建設業界を引退したら忘れずに退職金を請求しましょう！

住所

連絡先 TEL

○住所を変更した場合はその都度住所欄を訂正してご使用ください。

※ 掛金助成手帳（1 冊目）につきましては、現在のところ変更がされておらず、住所記入欄がありません。今後は、最終ページに住所記入欄を設けた掛金助成手帳に随時変更される予定です。

ご不明な点がございましたら建退共長崎県支部（Tel.095-826-2285）迄お問い合わせください。